

入札説明書

市が行う建設工事の工事希望型指名競争入札を下記のとおり行いますから、希望があれば米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）を承知のうえ参加してください。

記

工事希望型指名競争入札に付する工事	工 事 名	道路照明灯維持工事		
	工 事 場 所	米子市全域	工期	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
契 約 条 項 を 示 す 場 所		米子市総務部契約検査課		
担 当 課		道路整備課		
入札保証金に関する事項		入札保証金	免除	
現 場 説 明 会		なし		
開 札 の 日 時 及 び 場 所		日時 場所	令和4年3月17日 午前10時40分 本庁舎202会議室	開札
契 約 保 証 に 関 する 事 項	請負代金の額が130万円を超える工事については、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。			
	(1) 契約保証金の納付			
	(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供			
	(3) 銀行若しくは市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証			
	(4) 公共工事履行保証証券による保証			
		(5) 履行保証保険契約の締結		
前 払 金	有	40%以内 ※ただし、請負代金の額が130万円を超える場合に限り		
部 分 払	有	回数は、米子市建設工事執行規則による ※部分払いに替えて中間前払の選択も可		
入札に関する 注 意 事 項	1. 開札前天災地変等のやむを得ない事由が生じたとき、又は競争の意思がないと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。			
	2. 入札参加者が1者であっても、入札を執行するものとする。			
	3. 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び米子市郵便入札実施要領第4条に定める入札は、無効とする。			
	4. 入札者は、到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。			
	5. 入札者は、入札書到達後においても入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができる。			
	6. 落札となるべき価格と同一価格の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札の立会者として参加している場合はその者が、参加していない場合は入札事務に関与しない職員に当該入札者に代わってくじを引かせるものとする。			
	7. 本件工事は、米子市建設工事最低制限価格設定要領に定める方法により、予定価格の2/3(ただし、8/10を下回る場合は、8/10とする。)以上で最低制限価格を設定しており、最低制限価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。			
	8. 入札書に工事費内訳書が同封されていない場合は、無効とする			
	9. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格(円未満切捨て(単価契約を除く。))とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			
	10. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。			
	11. 入札回数は、1回とする。			
そ の 他 の 注 意 事 項	1. 米子市工事希望型指名競争入札実施要領に定める経営内容等が不健全な申込者及び工事成績が不良な申込者は、不指名とすることがある。また、同一入札における資本的、人的関係にある複数の申込者のうち1者のみを指名し、他の者を不指名とすることがある。			
	2. 申込時に届けのあった配置予定技術者の変更は、入札書差出期限まで変更可能とし、その後の変更は原則として認めないものとする。			
	3. 同一の主任技術者は、米子市が発注した工事(通常型指名競争入札及び随意契約によるものを除く。)に3件を超えて従事することはできないものとする。			
	4. 別に定める「建設工事に係る配置予定技術者の取扱いについて」における重複申込者に該当する者は、配置予定技術者重複届出書を所定の方法により提出すること。なお、入札結果により配置予定技術者がいなくなった場合は、失格とする。			
	5. 工事現場に配置する技術者等(主任技術者、監理技術者及び現場代理人をいう。)は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいう。)が申込日までに3ヶ月以上ある者に限るものとする。			
施工に関する 注 意 事 項	1. 工事設計図書 別紙のとおり			
	2. 本工事の施工にあたっては、鳥取県制定「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「公共建築工事標準仕様書」又はその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。			
	3. この契約に係る工事の施工にあたっては、ダンプカー協会加入車を優先的に使用するよう努めること。			
	4. 工事着手前に自治会長及び地元関係者に連絡すること。			
米子市建設工事執行規則第14条により公にする予定価格				
最低制限価格 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の9/10＋一般管理費5.5/10)×1.1				
¥13,612,500				

工事設計書

[illegible]

特記仕様書

1 工事名

道路照明灯維持工事

2 目的

本工事は、米子市内全域において道路照明灯の維持を目的とする。ただし、監督員等の指示により、工事場所以外（米子市内に限る）での工事施工を行う場合がある。

3 適用範囲

本工事の施工にあたっては、「鳥取県土木工事共通仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

4 工事内容

道路照明維持工一式（工事内訳書参照：工事内訳については、過去の実績から当該期間に実施予定のものを計上している。これによらない場合は、監督員及び道路照明灯維持工事に従事する職員（以下「監督員等」という。）の指示によるものとする。）

※当初設計数量は見込数量であり、工事実績により増減する。

(1) 通常工事

工事内訳書に示すもののほか、鳥取県土木工事標準積算基準書（以下「基準書」という。）により計上が可能なもの。

(2) 小維持工事

基準書により計上ができないもの、又は、現場条件等、基準書によることが不適当なもので、労務費、機械経費及び材料費等を実績に応じて計上するもの。

5 工事（作業）の指示

(1) 各工事（作業）については、監督員等が、工事概要等を示した書面（以下「指示票」という。）により指示するものとする。なお、緊急処置が必要となった場合は、請負者の責任において実施し速やかに報告すること。その場合、写真等で確認できるようにしておかなければならない。後日、監督員等から指示票により指示するものとする。

(2) 指示票は、ファクシミリにより伝達するものとする。

6 工事（作業）の着手

(1) 請負者は、工事（作業）の指示後、速やかに着手しなければならない。

(2) 特別の事情により着手が遅れるときは、速やかに監督員等と協議するものとする。

7 施工時期及び施工時間の変更

(1) 施工期間及び施工時間は、休日及び夜間も作業を行う。

(2) 休日とは土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始を含むものとする。

8 工事（作業）の完了等

(1) 請負者は、指示内容等に疑義があるときは、監督員等と協議を行い、円滑に工事を施工すること。

(2) 請負者は、工事（作業）完了後、速やかに監督員等に報告すること。

9 連絡体制

請負者は、発注者と常時連絡ができるようにしなければならない。

1 0 異常気象時の勤務体制

災害の発生が予想される時等、緊急出動を指示する場合があるので、これに対処できる体制を整えておくこと。（夜間作業時の安全確保機材、夜間照明等）

1 1 緊急時の勤務体制

本工事の特異性により、緊急事態が発生した場合、監督員等が指示を行う場合があるので、迅速（指示後1時間以内に作業着手）かつ適正（安全な交通確保）に対処出来る体制を整えておかなければならない。その場合、写真等で確認できるようにしておかなければならない。

1 2 工事従事者（道路巡視員）

(1) 請負者は、工事従事者（道路巡視員）の氏名、生年月日、その他監督員等の求める資料を、契約後速やかに提出すること。また、工事従事者（道路巡視員）に変更がある場合は、監督員等にその旨を届け出ること。

(2) 請負者は、米子市から工事従事者（道路巡視員）の身分証明書の交付を受け、工事従事者（道路巡視員）に携帯させるものとする。

(3) 工事従事者（道路巡視員）は、警察、監督員等から請求があったときは、本身分証明書を提示しなければならない。

(4) 工事従事者（道路巡視員）は、本身分証明書を本工事の作業以外に使用してはならない。

(5) 本身分証明書を所持しない者は、本工事の作業に従事してはならない。

1 3 工事打合せ

(1) 請負者は、毎月1回（第2金曜日）、監督員等と工事打合せを行うこと。なお、日程は協議により変更できるものとする。

1 4 施工管理等

(1) 本工事の施工管理は、鳥取県土木工事施工管理基準によるものとする。

(2) 請負者は、工事打合せ時に前月末までの各工事（作業）に掛かった労務費、機械経費及び材料費等の実績を工事完了関係書類として報告し、月初めに監督員等の承諾を得なければならない。

(3) 施工実績（出来高）及び不可視部分が確認できるよう、工事完了関係書類へ写真を必ず添付すること。

1 5 苦情等の報告

作業中、沿道住民等から苦情及び意見等があった場合は、丁寧に対応し、直ちに監督員に報告しなければならない。処置を行った場合も同様とする。

1 6 守秘義務

本工事で業務上知りえた情報等を他に漏らしてはならない。

1 7 契約の解除

本工事は、対応状況によっては市民に重大な損害を及ぼす事が懸念される。履行の遅延、

施工体制の不備等が認められる場合、また、本工事を継続しがたい重大な事由が発生した場合は、本工事の契約を解除するものとする。

18 その他

米子市及び請負者は、その他必要な事項が生じたときは、その都度協議するものとする。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。なお、感染状況の変化等により感染拡大防止対策の変更を指示する場合がある。

2 感染拡大防止に向けた取組

(1) 現場等における感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、感染防止対策に取り組むこと。また、別紙の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行嚴重警戒地域（Ⅳ）、感染流行警戒地域（Ⅲ）、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の10日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染注意地域（Ⅱ）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。この対策に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

(2) 県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

(3) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは次のとおりとする。

① 書類の提出について

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 発注者又は受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

② 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・ ①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・ 最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・ マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・ 打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、別紙1及び別紙2により対応すること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化

下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の対応について**

**1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の
対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）**

（1）対象者

発注者：監督員、調査職員（以下「監督員等」という。）を対象とする。

受注者：現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者、作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作業従事者」という。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、接触者、濃厚接触者に該当する場合であっても当対応の対象外）

（2）用語の定義

現場等：作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、業務については執務を行っている事務所をいう。

陽性者：PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者

濃厚接触者：保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者

接触者：PCR検査で陽性が判明した当該現場等作業従事者と、陽性が判明した日から遡って一週間以内に会話をした者

感染の疑いがある者：濃厚接触者、接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈している者

（3）感染の疑いがある者が確認された場合の対応

ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合

別紙2 「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。

イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等を確認された場合

別紙2 「[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

（4）注意事項

ア 陽性者について

陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。

陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。

イ 濃厚接触者について

濃厚接触者は、保健所の指導に従う。

ただし、保健所の指導に関わらず、濃厚接触者は陰性であっても10日間の自宅待機とする。

ウ 接触者について

接触者に該当するか否かは受発注者がそれぞれ判断する。

パーティションの使用、マスク着用の有無を問わず、現場等において、陽性が判明した日から遡って一週間以内に陽性者と会話した者は接触者となる。

エ PCR検査で陰性が確認された場合の対応

受注者：濃厚接触者は陰性でも10日間の自宅待機とする。

接触者は、陰性が確認されれば現場作業に復帰可能。

発注者：濃厚接触者は陰性でも10日間の自宅待機とする。

接触者は陰性でも、保健所の判断に従い出勤の可否を判断する。

オ (3) アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について

工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消毒作業を実施する。特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。

カ (3) イにおける、「工事等の一時中止の要否を検討」について

現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更（通知）や段階確認の臨場を机上とする（指示）等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

(1) 工事等の書類の提出

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

(2) 受発注者間の打合せ

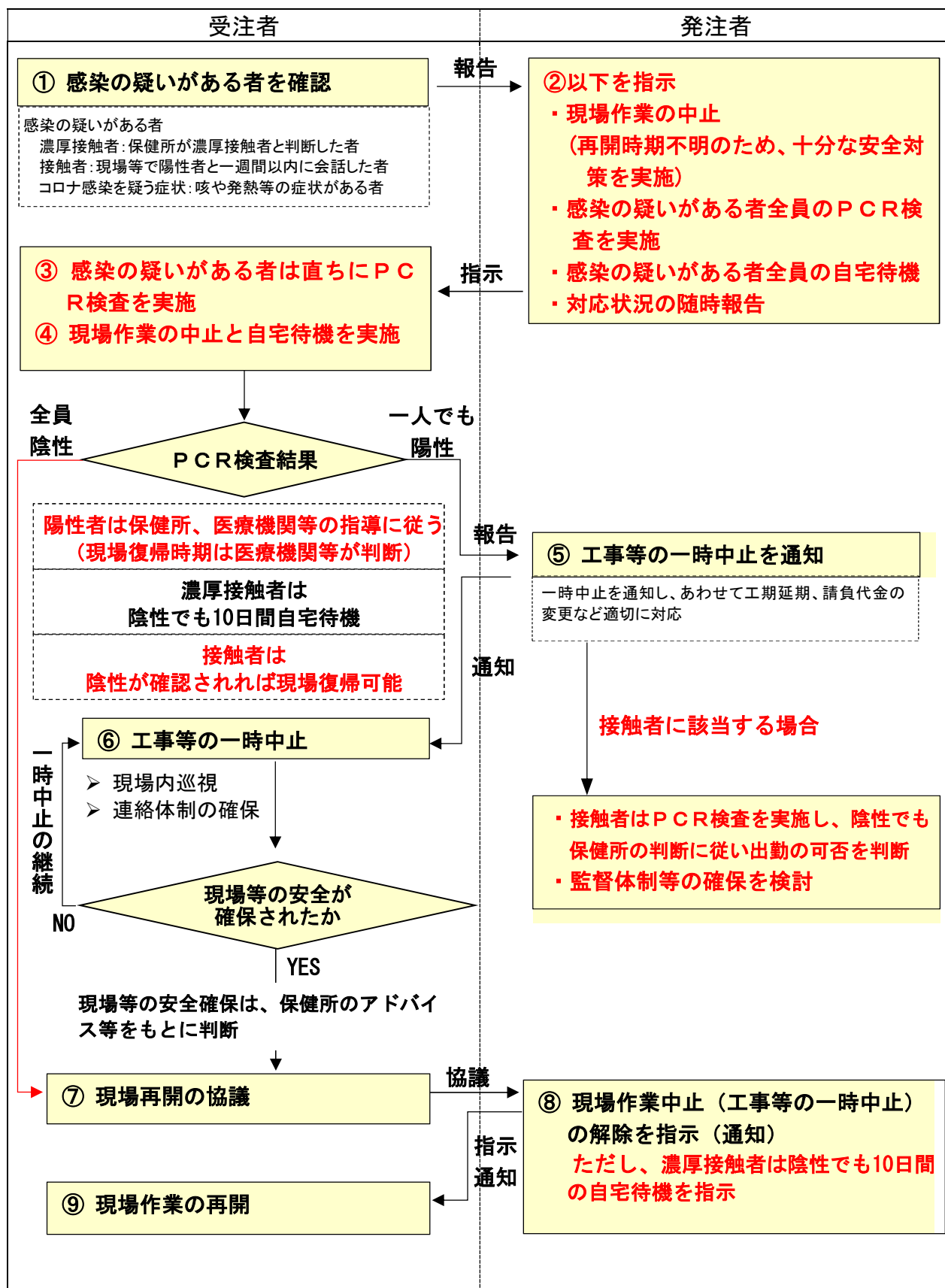
ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に出席した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応

〔1〕 該当者が受注者側の作業従事者の場合



発注者 受注者

```

graph TD
    subgraph 発注者
        S1[① 感染の疑いがある者を確認] --> S2[② 自宅待機＋PCR検査を実施  
③ 接触状況の確認を指示]
        S2 --> D1{PCR検査結果}
        D1 -- 陰性 --> S2
        D1 -- 陽性 --> D2{受注者側に感染の疑いがある者を確認}
        D2 -- YES --> S4[④ 発注者との接触状況を確認  
(状況確認の指示があった場合)]
        D2 -- NO --> D3{工事等の一時中止の要否を検討}
        S6[⑥ 工事等の一時中止を通知  
一時中止を通知し、あわせて工期延期、  
請負代金の変更など適切に対応] --> S9[⑨ 中止解除通知]
        S9 --> S10[⑩ 受注者に連絡]
    end

    subgraph 受注者
        S4 -- 指示 --> S4
        S4 -- 報告 --> S2
        S4 --> D1
        S4 --> S5["「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」の②以降のフローに従う"]
        S5 --> D3
        D3 -- YES --> S6
        D3 -- NO --> S7[⑦ 工事等の一時中止  
現場内巡視  
連絡体制の確保]
        S7 --> S8[⑧ 現場再開の協議]
        S8 -- 協議 --> S9
        S8 -- 通知 --> S11[⑪ 現場作業を継続]
        S10 -- 連絡 --> S11
    end
  
```

① 感染の疑いがある者を確認

② 自宅待機＋PCR検査を実施
③ 接触状況の確認を指示

PCR検査結果

陰性

濃厚接触者は陰性でも10日間自宅待機
接触者は陰性でも保健所の判断に従い出勤の可否を判断

陽性

受注者側に感染の疑いがある者を確認

YES

④ 発注者との接触状況を確認
(状況確認の指示があった場合)

指示

報告

感染の疑いがある者を確認した場合

「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」の②以降のフローに従う

工事等の一時中止の要否を検討

YES

⑥ 工事等の一時中止を通知
一時中止を通知し、あわせて工期延期、
請負代金の変更など適切に対応

通知

⑦ 工事等の一時中止
現場内巡視
連絡体制の確保

⑧ 現場再開の協議

協議

通知

⑨ 中止解除通知

⑩ 受注者に連絡

連絡

⑪ 現場作業を継続

工事名：道路照明灯維持工事

設計数量総括表

[illegible]

1 仕様書

この契約において仕様書とは、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」をいう。

2 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図下に変更があったときは、変更が生じた日から20日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる市内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

3 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。

4 工事の安全確保について

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

5 建設機械の使用について

- (1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (3) 排ガス対策型建設機械の使用については、排ガス対策型建設機械の使用基準について（平成17年11月15日付第200500080172号県土整備部長通知）によること。

6 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

7 ダンプトラック等による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
- (2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。
- (8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を使用しないこと。

9 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

10 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または、専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負業者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

11 労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工に当っては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

12 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に参加するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

15 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

16 コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比

コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては5.5パーセント以下、無筋コンクリートについては6.0パーセント以下とする。

17 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

18 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (3) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (4) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。
- (5) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- (6) ほ装単独工事（アスファルト）においては、表層工、基層工及び上層路盤工を自社施工しなければならない。ただし、表層工、基層工及び上層路盤工であっても特殊工法部分についてはこの限りでない。
- (7) 契約書第 25 条第 5 項及び第 6 項の対応については、鳥取県県土整備部「建設工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用」、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル」に基づき請求を行うこと。

現場説明書

令和4年1月6日改正
特記事項1

仕様書	本工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる仕様書等によること。 ・ <u>鳥取県土木工事共通仕様書</u> ・ <u>鳥取県土木工事施工管理基準</u> ・ _____	
工程	①（他工事等との調整） ②（部分完成、着工保留） ③（施工時間） ④（余裕期間設定工事） ⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長） ⑥（週休2日モデル工事）	_____については、_____と関連するので相互の連絡を密にすること。 _____については、_____まで_____（すること ・ しないこと）。 _____の施工時間は、_____とする。 本工事は、米子市余裕期間設定工事に係る実施要領（令和3年4月1日施行）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____か月を見込んでいるが、請負者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 本工事は、米子市「週休2日工事モデル工事」試行実施要領（土木工事）（令和3年4月1日施行）の対象工事である。モデル工事を選択する場合は、工事着手日までに発注者に協議をすること。選択後の取扱いについては、同要領の規定による。
用地関係	①（用地・物件等未処理）	本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合わせのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。
支障物件	①（埋設物等の事前調査） ②（支障物件） ③（立木の置き場所）	工事にかかる地下埋設物等の事前調査については、[未調査・調査済み]である。 _____ の施工に当って、_____ が支障となっているが、_____ までに移設が完了する見込みである。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 工事用地内の立木は伐採し、_____ に置くこと。
対公害	①（騒音振動対策）	「建設工事にともなう騒音振動対策技術指針」を順守すること。 本工事の施工に当っては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。
安全対策	①（交通安全施設等）	一般交通等に支障を及ぼさないよう十分に注意して施工すること。 なお、交通整理の必要日数 _____ 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Aを合計 _____ 名（交代要員[有・無]）、交通誘導員Bを合計 45 名（交代要員[有・無]）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているとみなす。
排水処理濁水	①（濁水処理）	工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難しい場合は別途協議すること。

現場説明書

特記事項2

建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】	建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____
	①（他工事等流用）	工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。
	②（建設技術センター）	建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として、1 m ³ 当たり円をセンターに支払うこと。
	③（民間残土受入地）	建設発生土は、米子市・町・村_____地内の_____に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として、1 m ³ 当たり_____円を_____に支払うこと。
	【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】	
	④（分別解体等）	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。 なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1 m ³ 当り_____円 アスファルト塊 1 m ³ 当り_____円 建設発生木材 1 m ³ 当り_____円
	⑤（他工事等流用）	[Co 雑割材・_____]は、_____市・町・村_____地内_____工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。
	⑥（再資源化施設への搬出）	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	_____（施設の名称・受入れ費用）	コンクリート塊 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 その他（刈草） _____境港 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円
	_____（受入れ時間帯）	8 時～17 時（平日）
	_____（受入れ条件）	ア 路盤材、土砂、金属片等が、混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm 以下、長さ_____m 以下であること。 エ 2 次公害発生の恐れがある物質（廃油等）を含まないこと。
	⑦（木材市場等へ売却）	建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合は理由を付して協議すること。
	⑧（最終処理等）	_____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、その費用として 1 t 当たり_____円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。
	⑨（産業廃棄物の処理に係る税）	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を_____円見込んでいる。

現 場 説 明 書

特記事項 3

建設副産物の使用	①（建設発生土の使用） ②（再生資材の使用）	_____ 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____ に使用する。 1) C o 雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。 2) アスファルト・コンクリート切削殻は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。 3) ・再生クラッシャーラン〔規格：_____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：R S - _____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。 4) 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。 5) その他再生資材〔資材名：_____ 〕〔規格：_____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。
工事用 道路用		
仮設備		

その他	①（労災補償に必要な保険の付保）	本工事において、請負者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。 本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と「する・しない」。 下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。 実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。 地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。 1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。												
	②（現場環境改善）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献</td> </tr> <tr> <td>防災・危機管理関係（港湾・漁港事業）</td> <td>1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施内容	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献	防災・危機管理関係（港湾・漁港事業）	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）
	計上費目	実施内容												
	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減												
	営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等												
	安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策												
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献													
防災・危機管理関係（港湾・漁港事業）	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）													
③（工事数量）	数値基準は土木工事標準積算基準書（鳥取県）によるものとし、設計計上数量、設計表示単位及び数値は、工事総括表のとおりとする。なお、設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。													
④（可燃物処理）	可燃物は米子市河崎地内の米子市クリーンセンターへの搬入を見込んでいる。受入時間は午前8時30分から午後4時45分まで（日曜日、年末年始を除く）とし、処理手数料として10kg 当たり 199 円（税込み）を支払うこと。													
⑤（緊急対応）	緊急時等の場合は、工事場所以外（米子市内に限る）での工事施工を行う場合がある。													

※明示する項目を_____部分に記入又は追記し、不要部分は_____で削除して使用すること。

道路等維持工事における諸経費

1 諸経費率

(1) 適用基準書

鳥取県県土整備部 土木工事標準積算基準書

(2) 適用工種区分

道路維持工事

(3) 適用施工地域・工事場所区分

一般交通影響有り (2)

2 諸経費の補正

道路等維持工事は、通常の工事に比べて提出成果品を省略している等、共通仮設費及び現場管理費に要する費用の一部が不要であることから、土木工事標準積算基準により算出された各経費率に対し、補正を行い算出している。

3 諸経費の計算方法

(1) 共通仮設費率

土木工事標準積算基準により求められた共通仮設費率（補正係数を含む）に、37%の補正率を乗じている。

(2) 現場管理費率

土木工事標準積算基準により求められた現場管理費率（補正係数を含む）に、58%の補正率を乗じている。

(3) 一般管理費率

一般管理費については、補正を行わない。

4 諸経費率（上記の計算方法より算出した諸経費率は以下のとおりである）

道路照明灯維持工事

共通仮設率	現場管理費率	一般管理費率
8. 3 4 %	3 3. 5 9 %	2 1. 0 2 %

総括情報表

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	54 米子市 実施設計書 当初 30-*****-18020-40 0 1 実施単価 30 米子市 0-04.02.10(0) 1 公共			
	当 世 代	前 世 代		
工種 現場環境改善費 施工地域 緊急工事 契約保証区分 豪雪割増 工事価格端数処理 共通仮設費 (X1000) 現場管理費 (X1000) 一般管理費 (X1000)	13 道路維持 00 率計上しない 13 一般交通影響有り(2) 00 通常工事 0 % 01 金銭保証 (0. 0 4 %) 01 豪雪割増あり 00 千円止め (土木) 8.34 33.59 2148763			

本工事費 内訳書

頁0-0002

	費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
道路照明維持工							Y1999 (レベル1)
				一式			
蛍光灯							Y2999 (レベル2)
				一式			
蛍光灯管球等取替 (20W以下) 管球・自動点滅器取替							G0001 0
		30		箇所			科目内訳0001号表
蛍光灯管球取替 (20W以下) 管球取替							G0002 0
		350		箇所			科目内訳0002号表
蛍光灯安定器取替 (40W以下) 高力率60W含む							V0003 0
		10		箇所			単第0-0010 表 040210
蛍光灯器具取替 (蛍光灯→LED) 材工共 既設撤去含む							G0005
	見積	100		箇所			科目内訳0003号表
蛍光灯器具移設							V0005 0
	見積	10		箇所			単第0-0011 表 040210
蛍光灯器具撤去							V0006 0
	見積	10		箇所			単第0-0012 表 040210

本工事費 内訳書

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
水銀灯							Y2999 (レベル2)
				一式			
	水銀灯管球取替 (300W) 管球取替 ランプ支給						G0009 0
		3		箇所			科目内訳0004号表
	水銀灯器具取替 (水銀灯→LED) 材工共 既設撤去含む						G0010 0
		12		箇所			科目内訳0005号表
	水銀灯器具撤去						V0010 0
	見積	10		箇所			単第0-0013 表 040210
自動点滅器							Y2999 (レベル2)
				一式			
	自動点滅器取替 (3m以上) 上部リード線式 材工共						G0012 0
		1		箇所			科目内訳0006号表
	自動点滅器取替 (3m未満) 下部リード線式 材工共						G0014 0
		5		箇所			科目内訳0007号表
LED灯							Y2999 (レベル2)
	LED灯設置						G0026
		5		箇所			科目内訳0008号表

本工事費 内訳書

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
その他修繕					Y2999 (レベル2)
		一式			
檜出金物設置 材工共					G0022 0
見積	15	箇所			科目内訳0009号表
点検業務					G0024 0
見積	40	箇所			科目内訳0010号表
電工					R0090 0
	20	人			040210 1
普通作業員					RTPC00002 0
	10	人			040210 1
高所作業車〔トラック架装リフト〕賃料 ブーム型作業床高8m 標準デッキ					KR0712 0
建設物価803頁	45	日			040210
仮設工					Y2999 (レベル2)
交通誘導警備員B					R0369 0
	45	人			040210 1
＊＊直接工事費＊＊					

本工事費 内訳書

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
技術管理費										Z0006	
	申請手続き 中国電力 見積り									G0023 0	科目内訳0011号表
		100		箇所							
共通仮設費											
** 共通仮設費計 **											
** 純工事費 **											
現場管理費											
** 工事原価 **											
一般管理費率 分											
契約保証費											

本工事費 内訳書

頁0-0006

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
一般管理費計											
工事価格											
消費税相 当額											
工事費計											

蛍光灯管球等取替（20W以下）

G0001

科目内訳表

科目内訳0001号表

頁0-0007

管球・自動点滅器取替

1箇所 当り

施 工 名 称 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
蛍光灯管球等取替 管球・自動点滅器取替					V0001 0
	1	箇所			単第0-0001 表
自動点滅器（100V/3A） EE8113K同等品 取付バンド含む 建設物価614頁	1	個			T0001 0
点灯管 E型口金 建設物価616頁	1	個			T0003 0
*** 単位当たり ***	1	箇所			

蛍光灯管球取替（20W以下）

G0002

科目内訳表

科目内訳0002号表

頁0-0008

管球取替

1箇所 当り

施 工 名 称 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
蛍光灯管球取替 管球取替					V0002 0
	1	箇所			単第0-0002 表
蛍光ランプ（20W以下） FL-20					T0002 0
建設物価616頁	1	個			
点灯管 E型口金					T0003 0
建設物価616頁	1	個			
*** 単位当たり ***					
	1	箇所			

蛍光灯器具取替（蛍光灯→LED）

G0005

科目内訳表

科目内訳0003号表

頁0-0009

材工共 既設撤去含む

見積

1 箇所 当り

施 工 名 称 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
蛍光灯器具取替（蛍光灯→LED）					V0004 0
見積	1	箇所			単第0-0003 表
LED灯器具 NNY20328同等品					T0005 0
自動点滅器共	1	台			
見積					
*** 単位当たり ***	1	箇所			

水銀灯管球取替（300W）

科目内訳表

頁0-0010

管球取替

G0009

科目内訳0004号表

1箇所当り

ランプ支給

施 工 名 称 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
水銀灯管球取替 管球取替						V0012 0
	1		箇所			単第0-0004 表
*** 単位当たり ***						
	1		箇所			

水銀灯器具取替（水銀灯→LED）

G0010

科目内訳表

科目内訳0005号表

頁0-0011

材工共 既設撤去含む

1 箇所 当り

施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水銀灯器具取替（水銀灯→LED）					V0008 0
見積	1	箇所			単第0-0005 表
LED灯器具					T0006 0
NNY20383同等品					
自動点滅器共	1	台			
見積					
*** 単位当たり ***	1	箇所			

自動点滅器取替（3m以上）

G0012

科目内訳表

科目内訳0006号表

頁0-0012

上部リード線式		材工共		1		箇所	当り
施 工 名 称 な ど		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
自動点滅器取替 3m以上 上部リード							V0014 0
		1		箇所			単第0-0006 表
自動点滅器（100V/3A） EE8113K同等品 取付バンド含む 建設物価614頁							T0001 0
		1		個			
*** 単位当たり ***							
		1		箇所			

自動点滅器取替（3m未満）

G0014

科目内訳表

科目内訳0007号表

頁0-0013

下部リード線式		材工共				1	箇所	当り
施 工 名 称 な ど		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考	
自動点滅器取替 3m未満 下部リード							V0013 0	
		1		箇所			単第0-0007 表	
自動点滅器（100V/3A） EE8113K同等品 取付バンド含む 建設物価614頁							T0001 0	
		1		個				
*** 単位当たり ***								
		1		箇所				

L E D灯設置

G0026

科目内訳表

科目内訳0008号表

頁0-0014

1 当り

施 工 名 称 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
L E D灯設置					V0022 0
見積り	1	箇所			単第0-0008 表
L E D灯具 N N Y 20328同等品					W0001
見積	1	個			
*** 単位当たり ***	1				

槍出金物設置

G0022

科目内訳表

科目内訳0009号表

頁0-0015

材工共

見積

1箇所 当り

施 工 名 称 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
槍出金物設置工					V0021 0
見積	1	箇所			単第0-0009 表
槍出金物					T0013 0
見積	1	個			
*** 単位当たり ***	1	箇所			

科目内訳表

施 工 名 称 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員					RTPC00002 0
	0.2	人			
電工					R0090 0
	0.2	人			
*** 単位当たり ***					
	1	箇所			

科目内訳表

中国電力		見積り		1箇所		1箇所		1箇所	
施工名称など		数	量	単位	単価	金額	備	考	
	電工						R0090	0	
		0.55		人					
	*** 単位当たり ***								
		1		箇所					

蛍光灯管球等取替
管球・自動点滅器取替

V0001

施 工 単 価 表

単第0-0001 表

頁0-0018

1箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.19	人			R0090
普通作業員	0.09	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

蛍光灯管球取替
管球取替

V0002

施 工 単 価 表

単第0-0002 表

頁0-0019

1 箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.09	人			R0090
普通作業員	0.04	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

蛍光灯器具取替（蛍光灯→LED）

V0004

施 工 単 価 表

単第0-0003 表

頁0-0020

見積

1

箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.35	人			R0090
普通作業員	0.35	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

水銀灯管球取替
管球取替

V0012

施 工 単 価 表

単第0-0004 表

頁0-0021

1

箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.09	人			R0090
普通作業員	0.04	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

水銀灯器具取替（水銀灯→LED）

V0008

施 工 単 価 表

単第0-0005 表

頁0-0022

見積

1

箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.53	人			R0090
普通作業員	0.53	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

自動点滅器取替
3m以上

V0014
上部リード

施 工 単 価 表

単第0-0006 表
1
箇所 当り
頁0-0023

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.10	人			R0090
普通作業員	0.05	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

自動点滅器取替
3m未満

V0013
下部リード

施 工 単 価 表

頁0-0024
単第0-0007 表
1
箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.08	人			R0090
普通作業員	0.04	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.36	人			R0090
普通作業員	0.2	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

槍出金物設置工

V0021

施 工 単 価 表

単第0-0009 表

頁0-0026

見 積						1	箇所	当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考		
電工	0.13		人			R0090		
普通作業員	0.13		人			RTPC00002		
*** 単位当たり ***	1		箇所					

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.13	人			R0090
普通作業員	0.06	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

施 工 単 価 表

見積

1

箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.35	人			R0090
普通作業員	0.35	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

蛍光灯器具撤去

V0006

施 工 単 価 表

単第0-0012 表

頁0-0029

見積

1

箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.23	人			R0090
普通作業員	0.23	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電工	0.4	人			R0090
普通作業員	0.4	人			RTPC00002
*** 単位当たり ***	1	箇所			